

就学指定校変更許可基準【新入学以外】

令和8年4月1日以降

理由	申請要件	対象学年	許可期間	必要書類など
1. 教育的配慮に関する理由	(1)いじめ・不登校等の理由により、教育的配慮が必要の場合	小・中全学年	必要と認められる期間	
2. 個別事情に関する理由	(1)保護者の就労により、下校後の保護・監察者が不在で、親戚宅や勤務先の託児所等に預けなければならないため、預け先の指定校に就学を希望する場合	小学校全学年	1年更新 (学年末まで)	・保護者の就労証明書 ・児童預かり承諾書 ※注】「児童預かり承諾書」は学区内の親戚宅等に預ける場合にも提出が必要です。
	(2)病気その他身体上の理由により指定校への通学が困難な場合	小・中全学年	必要と認められる期間	・診断書
	(3)市外から転入した住所地の指定校が学校選択制において「選択できない学校※」としている学校であり、指定校以外の学校への就学を希望する場合	小・中全学年	卒業まで	
3. 転居に関する理由	(1)市内で転居した場合で、引き続き転居前の在籍校に就学を希望する場合	小・中全学年	卒業まで	
	(2)転居が確実で、転居予定地の指定校への就学を希望する場合	小・中全学年	転居予定日まで	・転居先が確認できるもの(購入又は賃貸借契約書の写しなど)
	(3)住居の新築・改築等に伴い、一時的に学区外に転居するが、引き続き転居前の学校への就学を希望する場合	小・中全学年	転居予定日まで	・転居先が確認できるもの(購入又は賃貸借契約書の写しなど)
4. その他の特別な理由	その他、教育委員会が特に必要と認める場合	小・中全学年	必要と認められる期間	

※令和7年度は、鎌ヶ谷小学校・五本松小学校・鎌ヶ谷中学校

注意点

- 新入学以外とは、入学式以降のことを指します。
- いずれの場合も、保護者は通学の安全面等を確保することを条件とします。
- 1、2(1)(2)、3(1)(3)、4の理由により申請する場合は、事前に学校長と協議を行う必要があります。**
- 小学校において指定校変更が認められている場合であっても、中学校入学時に通学区域外の学校を希望する場合は、新たに手続きを行う必要があります。なお、小学校における指定校変更を理由に中学校の指定校変更をお認めするものではありません。
- 住所地に居住していない等、申請内容や申請事由及びこれを証明する書類に虚偽があった場合は、指定校変更の承認を取り消し、学区の学校に転校していただきます。